

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の同社C営業所に所属し、社員送迎バスの運転手として従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日の夜、送迎バスを運転していたところ、ドアミラーを電柱に接触させた。請求人によれば、接触後は左手を動かすことができず、右手で運転席左のサイドブレーキを操作し、接触箇所を確認した後、片手運転で車庫に戻ったという。

請求人は、翌〇日、D病院に受診し「脳梗塞による左手マヒ」と診断された。その後、同年〇月〇日、E病院に受診し「脳梗塞、左片麻痺、高次脳機能障害」等と診断された。

請求人は、脳梗塞を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した脳梗塞は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した脳梗塞が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

#### (1) 請求人に発症した疾病について

本件療養補償給付請求書記載の災害発生状況及びF医師作成の平成○年○月○日付け意見書に鑑みると、当審査会としても、請求人は、遅くとも平成○年○月○日に、「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものとする。

(3) そこで、請求人の主張を踏まえ、認定基準に基づいて検討すると、次のとおりである。

#### ア 異常な出来事について

請求人には、発症直前から前日までの間において、極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等、また、緊急に、強度の精神的負荷を引き起こす突発的な又は予測困難な異常な出来事があったとは認められない。

#### イ 短期間及び長期間の過重業務について

改めて一件記録を精査するも、請求人には、本件疾病発症前6か月間にお

いて、時間外労働は全く認められず、また、休日は、少なくとも各週2日以上確保されていることが確認できる。上記事実を踏まえると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人は、本件疾病発症前の近接した短期間において日常業務に比較して特に過重な業務に従事していたとは認められず、また、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事していたとも認められないものと判断する。

(4) 以上を総合すると、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病を業務上の事由によるものであると認めることはできない。

(5) 上記F医師作成の意見書によれば、請求人の基礎疾患等について、「糖尿病、高血圧の治療はするものの間隔は不定期であった。又、タバコも平成〇年〇月まで20本/day」とされている。また、健康診断個人票によれば、平成〇年〇月〇日実施の雇入れ時の健康診断において、「糖尿病の要治療」と所見されていることが認められる。

(6) なお、請求人は、通勤時間が長かったことをもって本件請求に及んだものと思料されるが、通勤が業務とは言えないことは当然であるところ、本件疾病が業務上の事由によるものであるか否かの判断は上記認定基準に基づく業務の過重性によるものであり、通勤時間の多寡によって評価することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。